

## 菰野町高齢者健康増進施設利用事業協定書

(契約)

第1条 業務名は、菰野町高齢者健康増進施設利用事業（単価契約）とする。

(趣旨及び定義)

第2条 この協定書では、菰野町高齢者健康増進施設利用事業実施要綱（令和5年菰野町告示第259号。以下「告示」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。また、この協定書において菰野町を甲、告示第2条に定める事業者を乙とする。

(協定期間)

第3条 この協定の協定期間は、令和5年10月1日から令和6年3月31日までとする。ただし、期間終了日の3か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、期間終了日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなす。その後においてもまた同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、菰野町高齢者健康増進施設利用事業に係る予算が認められない場合は、協定期間の延長はしないものとする。
- 3 乙が本協定で定めた事項を誠実に履行しないと甲が認めたとき、また乙が適正な業務を実施する上で支障となる行為を行ったときは、協定期間中であっても甲はこの協定を解除できるものとする。

(請求及び支払い)

第4条 乙は、1か月分の利用料をまとめて、利用のあった翌月の10日までに甲に請求するものとし、甲は、乙から請求があったときは、乙の履行状況を確認した上で、適法な請求書を受理した日から起算して30日以内に利用料を乙に支払うものとする。

(損害賠償等)

第5条 乙の過失により利用者、若しくは第三者に損害を与えた場合は、乙はその損害を賠償するものとする。

- 2 乙は、業務上知り得た個人情報等の秘密を第三者に漏らしてはならない。
- 3 乙は、協定締結後、本業務の準備を行い、開始までに万全な業務態勢を整えることとする。

(協議)

第6条 菰野町高齢者健康増進施設利用事業実施要綱の内容を変更するとき、及び本協定に定めのない事項又は本協定内容に疑義が生じたときは、甲乙が協議して定めるものとする。

(不当介入を受けた場合の措置)

第7条 暴力団等（菰野町の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱第1条に規定する「暴力団等」をいう。以下同じ。）による不当介入（同要綱第2条に規定する「不当介入」をいう。以下同じ。）を受けた場合の措置は次の各号のとおりとする。

- (1) 乙は暴力団等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに所轄の警察署に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) 前号により所轄の警察署に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに甲に報告すること。甲への報告は必ず文書で行うこと。
- (3) 乙は暴力団等により不当介入を受けたことから履行計画に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、甲と協議を行うこと。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 所在地 三重県三重郡菰野町大字潤田1250番地  
菰野町  
代表者 町 長 諸 岡 高 幸 印

乙 住所又は所在地  
氏名又は商号  
及び代表者氏名 印